

設置の趣旨等を記載した書類

1. 生命健康科学部「スポーツ保健医療学科」設置の趣旨及び必要性

(1) 中部大学の沿革

中部大学は、「不言実行—あてになる人間」の育成を建学の精神として、昭和39年に工学部を置く単科の工業大学として発足した。その後昭和59年度には、わが国の重化学工業を中心とした経済活動の将来を予見し、より総合的で成熟した経済社会と国際関係の発展に資する人材の養成を求めて、経済学部と国際関係学部を設置し、中部工業大学から中部大学に名称を改め、単科の大学から総合大学へと教育研究方針を転換した。以来、この方針を基に本学の教育研究政策を転換させ、平成10年度に人文学部、同13年度に応用生物学部、同18年度には健康・医療問題全般に関する学際的で総合的な判断力と実行力を備えた新しい専門家を養成する生命健康科学部を設置し、さらに平成20年度には現代教育学部を設置して、地域における中堅総合大学として、その充実に努めてきた。現在、7学部・27学科と大学院4研究科・12専攻を擁し、人文科学・社会科学・自然科学の各領域に亘る教育研究に積極的に取り組んでいる。

(2) スポーツ保健医療学科設置の趣旨

科学技術の発展と医療の進歩によって世界一の長寿国となったわが国は、同時に進む少子化と合わせて人類がかつて経験したことのない速さで超高齢化社会を迎えることとなった。また、人々の多様な文化・生産活動を通して、自然・生物・社会環境が変化し、地球規模での環境汚染や地球温暖化が深刻な問題となっている。これら社会構造や環境の急激な変化に伴って、我々は一部に若年者を含む中高年者のがんや循環器疾患、呼吸器疾患、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病や生活機能の低下に伴う生活不活発病（廃用症候群）の増加や、エイズ、新型インフルエンザ、結核に代表される新興・再興感染症の猛威に直面することとなり、保健・医療内容の更なる高度化と圧倒的な多数者を対象とした地域保健・医療の一層の充実が求められている。

本学では、このような時代において、高齢者社会で急増している生活習慣病、生活不活発病、新興・再興感染症、過度のストレスによる心身症など現代病に対する対応を中心に国民の健康・医療に新しい視点から貢献できる優れた資質を備えた保健衛生学領域の新たな人材の育成を目指して、平成18年4月に、生命医科学科と保健看護学科で構成する「生命健康科学部」を創設し、さらに平成22年4月には同学部に理学療法学科、作業療法学科、臨床工学科の医療系3学科を増設して学部の充実を図ったところである。同学部では、学科に共通する教育の基本目標を、①「豊かな人間性

の涵養)、②「生命科学と保健衛生学・医学の基礎の十分な理解」、③「疾病の予防に関する深い知識と見識の修得」に置き、その上で、各学科における専門性を修得することとしているが、今回、同じ領域の6番目の学科として「スポーツ保健医療学科」を増設して学部の教育研究機能をさらに補強し、上記の人材養成目標の達成を図ることとするものである。

新設する「スポーツ保健医療学科」は、この学部の基本目標に則り、人間の健康の保持・増進と疾病予防等の病気に関する十分な知識を備えた上で、“豊かで利便性の高い生活”と表裏の関係で現代社会が抱えることとなった、メタボリックシンドロームや生活機能の低下に代表される現代社会が抱える様々な健康問題に、心身の健康を保持・増進すると期待される「健康運動」、すなわち、水泳、エアロビクス運動、ジョギング、各種のレクリエーションといった生涯スポーツ等の適切な実践・指導を通して対応し、一部に若年者を含む中高年者、心身の障害者、その他の理由で身体運動が不活発な者（以下、「中高年者等」という。）を主な対象とし、疾病・障害の予防と健康増進の実現を図る、保健医療の領域の新規の専門性を養成することを目的として設置するものである。

本学部に既設の生命医科学科では、現代病の発症の仕組みを予防に焦点を当てて解明し、その結果に基づいて現代病の発症を予防するための薬物、資材、機器、技術を開発し、職場と地域社会の環境保全を含めた予防健康管理を基盤的に支援できる専門家の育成を目指している。しかし、こうした支援のもとで職場や地域社会の現場で一人ひとりの生活習慣等を直接的に是正する専門家を養成する仕組みを備えてはいない。また、本学部に既設の保健看護学科、理学療法学科、作業療法学科、臨床工学科の医療系4学科で育成する看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士は、大部分が医療機関で現代病の早期診断・早期治療による2次予防や障害からの回復支援による3次予防に関わることになる一方、地域社会で保健師として現代病の発症そのものを阻止する1次予防に専念できる者はおそらく小数である。

職場や地域社会で現代病の1次予防を実現する上で重要とされるのは、一人ひとりの運動と食および喫煙や飲酒等に関わる生活習慣の是正である。このうち、適切な方法による運動習慣の是正は、適度の運動による「快適さ」も助けとなって日常生活に定着しやすく、強制される運動ではなく、自発的に継続し易い生涯スポーツ等を「健康運動」として積極的に活用して、運動に関わる生活習慣を是正することが中高年者等の現代病の一次予防と心身の健康の増進に特に効果的である。

今回新たに設置するスポーツ保健医療学科は、健康運動（生涯スポーツ等）を効果的かつ安全に利用して、現代病の1次予防と健康増進（保健）を実現する予防医療領域の新たな専門家の育成を目指す。このような高度の専門性を養成するには、保健衛生学・医学の基礎的で一般的な知識を学習させるのにとどまらず、(1) 現代病の病態、診断・治療・予防法への的確な理解と中高年者等の生活不活発者に高い頻度と重度で

発生することが危惧される運動器障害や不測の心脳血管障害の発生に適切に救急対応できる高度の専門性を修得させた上で、そうした専門性のもとで(2)健康運動(生涯スポーツ等)を適切に処方し安全に実施を指導して予防医療を実現できる新たな専門性を修得させる必要がある。(1)の専門性を養成するために、①保健医療を支える医学、②保健医療に関わる医学の基本、③保健医療に関わる救急医学、④保健医療の基本に関する専門科目群を、また、(1)の専門性を基盤として保健医療を実現する(2)の高度の新規専門性を養成するために、①保健医療のための健康運動の理論、②保健医療のための健康運動の実践指導に関する専門科目群を置く。これらの科目群を組み合わせて履修させることで、医学的根拠に基づいて生涯スポーツに代表される健康運動を適切に処方し、その処方のもとで現代病発症の前段階にあるともいえる中高年者等生活不活発者による効果的な実行を指導して、現代病の1次予防と健康増進を中身とする保健医療を推進することができる、高度で実践的な予防医療領域の新たな専門家を育成するものである。

なお、既設の5学科と新たに設置しようとするスポーツ保健医療学科を加えた生命健康科学部6学科の位置づけを表わす図を資料1として、また、学科新設による学部組織の新旧対象及び学位の分野を表わす図を資料2として添付した。

(3) 教育研究上の理念・目的

スポーツ保健医療学科は、保健医療を支える医学の基礎と保健医療に関わる臨床医学の基本および救急医学を、保健医療の基本とともに十分理解した上で、科学技術の進展を基礎とする社会の発展と表裏の関係で国民全体、なかでも中高年者等の脅威となっている生活習慣病や生活不活発病を予防するために、心身の躍動を起動する健康運動(生涯スポーツ等)を安全かつ最も効果的に活用する方策を明らかにするとともに、そうした方策を、若年者から中高年者までの生活不活発者を対象として実践・指導して、現代病の発症予防と健康増進を推進できる保健医療の新たな専門性を育成することを、教育研究上の基本的な理念・目的とする。

本学科の上記の教育研究上の基本的な理念・目的には、次の2つの視点が含まれる。第1の視点は、医学の基礎と臨床医学の基本を学習することで、現代病が発症する仕組みとその診断、治療、予防に関する基本的な課題を理解し、生涯スポーツに代表される健康運動を科学的根拠に基づいてどのようにしたら適切に、現代病の予防と健康増進に広く活用できるかを明らかにする専門性を育成するとともに、この目的を達成する上で必要な予防医療に関わる保健衛生学領域の基盤的な研究を進めることである。この視点に含まれる周辺の教育研究領域として、①健康運動の実践と表裏の関係で保健に重要な食生活の管理、②健康運動の実践・指導を通しての心の保健、③生涯スポーツに代表される健康運動を社会に普及させて現代病の発症予防・保健を推進するためのスポーツ関係施設の開設と適切な管理運営に関わる教育研究がある。

第2の視点は、第1の視点を踏まえて効果的に健康運動を現代病の予防に活用するために、現代病発症の確度の高い中高年者等の生活不活発者に効果的かつ安全に生涯スポーツに代表される健康運動の実践を指導できる専門性を育成し、このために必要な関連の健康運動科学の実践的な研究を推進することである。この第2の視点の専門性は、①現代病の標的となり易い上記の特定の対象者に現代病を予防する上で効果的な健康運動実践のプログラムを適切に処方し、またそうしたプログラムに基づく健康運動の実践をスポーツ関係施設、障害者関係施設、及び社会一般の職場・地域社会において推進する健康運動プログラマーの専門性、②そうした健康運動実践プログラムに沿って、健康運動実践指導に必要な実技を修得して、どのように効果的かつ安全に対象者による健康運動の実践を技術的に指導するかという現代病の予防と健康増進を明確な目標とする健康運動の実践指導者の専門性である。こうした健康運動の実践指導者としての一般的な専門性に加えて、中高年者を中心とする生活不活発者を対象として、健康運動の実践指導を通して現代病の発症予防を実現する上で欠かせない専門性が、健全な壮年者が一般スポーツを実践する場合に比べてより高い頻度で突発的に発生することが危惧される重度の運動器障害や脳・心臓血管障害に、適切に救急対応できる保健医療領域の専門性である。ここでは、健全な壮年者が競技用スポーツを実践する場合に必要な一般的なスポーツ障害に対する対応とは異なる、より広範な救急医学の基本に関する専門性の修得が求められる。

なお、これらの教育研究上の理念・目的を図示した「スポーツ保健医療学科の教育目的と教育課程の概要」を、資料3として添付した。

(4) 人材養成の目標—どのような人材を養成するのか

上記の教育研究上の理念・目的に沿って、保健医療の基本と保健医療を支える医学の基礎と基本および救急医学に関する十分な知識と技術を、現代病の発症予防と健康の増進に有用な、水泳、エアロビクス運動、ジョギング、各種のレクリエーションなどの生涯スポーツ及びその他の健康運動の理論と実技とともに習得し、習得した知識と技術を科学的・医学的根拠に基づいて的確に活用して、現代病発症の前段階にあるともいえる生活不活発者を主な対象とし、健康運動（生涯スポーツ等）の安全かつ効果的な実践を適切に指導できる、「健康運動を活用する保健医療の推進者」としての新たな専門性を備えた人材を育成する。

学科の全学生に、「豊かな人間性」を涵養する教養教育科目群、「保健学と医学の基礎」を学ぶ学部共通専門基礎科目群、ならびに健康運動を科学的・医学的根拠に基づいて現代病の予防と健康増進に効果的かつ安全に活用するために共通に必要な「保健医療を支える医学の基礎」、「保健医療に関わる臨床医学の基本」、「保健医療に関わる救急医学」、そして「保健医療の基本」に関わる学科専門科目群の中の必修科目を履修させて、健康運動を現代病発症予防に活用することを主たる目標とする保健衛生学

領域のスポーツ保健医療に関する基盤的な共通の新たな専門性を備えた人材を育成する。

こうした基盤的な新しい専門性を本学科の全学生に習得させた上で、選択によって幾つもの発展的な専門性のいずれか一つ、または複数の修得を目指させる。学生に修得させる発展的な専門性の第1は、健康運動を、生活不活発者を主な対象として、科学的・医学的根拠に基づいて適切かつ効果的に現代病を予防するための一般的な方策を究明・開発するとともに、生活不活発者一人ひとりに健康運動（生涯スポーツ等）の実践プログラムを処方する専門性、および適切にプログラムされた健康運動を同じコンセプトの下で社会に普及させるための生涯スポーツ関係施設を開設し、適切に管理運営するための専門性である。この専門性は、「保健医療のための健康運動の理論」と「保健医療のための健康運動の実践指導」に関わる学科専門科目群の中の関係の専門科目を選択して履修することによって育成される。これらの科目を履修することで、健康運動実践指導者（財団法人日本健康・体力づくり事業団）など、既設の資格に備わるのと基本的に同等の専門性を修得できるが、本学科が育成を目指すのは、そうした既設の資格に備わる基礎的な専門性の上に、保健医療学とこれを支える医学の基礎と臨床医学の基本ならびに救急医学を一層幅広く深く理解することで、通常は対象とすることが容易でない生活不活発者を主たる対象者とし、科学的・医学的根拠に基づいて、健康運動（生涯スポーツ等）を現代病の発症予防と健康増進に効果的かつ安全に活用する方策を開発するとともに、開発した新たな方策を社会への普及を含めて広く活用する新たな専門性である。

発展的な第2の専門性は、科学的・医学的根拠に基づいて開発された方策のもとで適切にプログラムされた健康運動（生涯スポーツ等）を、現代病の発症予防と健康増進を目的とした生活不活発者による実践を効果的かつ安全に実際に指導して保健医療を推進する専門性である。この専門性を修得するには、学科が育成する共通の基盤的な専門性が修得されていることを前提として、現代病の発症予防を目的に、生活不活発者に対し、新たに開発された健康運動を含む生涯スポーツ等の実践を指導するに当たって、この生涯スポーツ等の実技とその指導法に技術的に習熟している必要がある。このため、「保健医療のための健康運動の理論」と「保健医療のための健康運動の実践指導」の科目群を選択して履修させる。これらの科目群を履修することで、一般者を対象とする既設の「水泳指導員／水泳教師」、「エアロビック指導員／エアロビック教師」、「レクリエーションインストラクター」などの資格に備わるのと同等以上の健康運動の実践指導に関わる技術的な専門性を修得できるが、本学科はそれに留まらず、生活不活発者を主たる対象者とした現代病の予防と健康増進を目指す新たな専門性の育成を目指すものである。「安全に」この目的を達成できる専門性を育成するため、本学科で養成を目指す「健康運動を活用する保健医療の推進者」には、上記の科目群に加えて、「保健医療に関わる臨床医学の基本」の科目群の中の各科目に含ま

れる臨床科ごとの救急医学とともに、「保健医療に関わる救急医学」の各科目群の科目、特に「保健医療に関わる救急医学」の科目群の中の「救急医学」、「救急保健看護論」、「救急救命模擬実習」、「スポーツ医学」、「運動器障害救急医学」、「運動器障害予防・処置法実習」の科目を履修させる。本学科の学生は、これらの救急医学関係の科目群を履修することで、国家資格である救急救命士の資格に備わる専門性に準ずる救急救命に関する高い専門性を併せ修得できることとなる。そこで、さらに救急救命士の国家資格を取得することを希望する学生には、「保健医療に関わる救急医学」の科目群に置かれる上記の科目の履修と合わせ、同じ科目群に卒業要件外の科目として置く救急医学臨床実習等の科目を追加して履修させることにより、救急救命士の国家試験受験資格を取得できるよう措置することとしている。

本学科に入学する学生は、上記の幾種類もの専門性の一つまたは複数を修得して卒業し、現代病の発症予防と健康増進のための健康運動（生涯スポーツ等）を生活不活発者を主たる対象者として活用しようとする運動型健康増進施設（フィットネスクラブ、スイミングスクール等）、保健・福利厚生関係施設（老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者施設）、精神科病院（作業療法士との共同）、一般企業保健・厚生関係部門等に就職し活躍することが期待される。さらには、本学が育成する「健康運動を活用する保健医療の推進者」に備わる医学・医療の基本に関する理解と救急医学の知識と救急救命技術の専門性を必要とする医療関係機関（救急関係施設、日赤等救急救援関係施設）、医療関連企業、保健・福利厚生関係行政機関（厚生労働省、自治体、保健所）、防災・防犯関係機関（全国市町村の消防署、警察署）等において、社会全体の安全安心に貢献できると考えている。

なお、本学科の設置を構想するに当たり、愛知県内（一部、岐阜・三重県を含む。）の運動型健康増進施設をはじめとして健康運動関連の諸施設（計209施設）に対し、学科構想についてのアンケート調査を実施したところ、①中部大学に本学科が設置されることが是非必要又は望ましいとする回答が回答者の88%、②本学科で養成する人材が中部地方において必要とされるとするもの96%、③本学科で教育・訓練された学生に大いに関心がある又は関心があるとするもの98%、④本学科の卒業生を採用したいとする施設が28%、採用する可能性があるとする施設が66%であるなど、全体として本学科の設置について強い関心が伺われ、卒業生の採用についても積極的に考慮するとの意向が得られた。

2. 学科の特色

現代の高等教育は量的に拡大し、全体として多様化して「ユニバーサル段階の高等教育」と称される中で、本学は、人文・社会・自然系の各分野に亘る7学部・27学科と大学院4研究科・12専攻（博士課程11、修士課程1）を設置して、中央教育審議会の「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17年1月28日）に述べられ

ている中の、高度専門職業人・幅広い職業人の養成、地域の生涯学習機会の拠点、社会貢献（地域貢献）の機能と役割を果たしてきた。また、本学は、建学の精神を「不言実行—あてになる人間」の育成としているように、実学重視の教育研究大学と自らを規定して教育研究を進めてきた。生命健康科学部の教育研究においても、21世紀型の健康・医療の諸問題を生命科学と保健衛生学・医学の理論と技術を発展的に活用することによって、多面的に解決する能力を有する人材を養成し、社会に貢献し得る高度専門職業人の養成を目指した実学重視の教育研究機能を中心に進めることを基本的な機能としている。

スポーツ保健医療学科は、この生命健康科学部の教育理念・人材養成目標の上に立って、保健衛生学と医学の基礎および臨床医学・医療の基本と救急医学を十分に学んだ上で、科学的・医学的根拠に基づいて、中高年者等の生活不活発者を主たる対象者とし生涯スポーツに代表される健康運動の適切な実践・指導を通して、超高齢化・少子化社会で急増している生活習慣病、生活不活発病、新興・再興感染症、過度のストレスによる心身症などの現代病を社会の現場で予防して健康増進を図る保健衛生学・予防医療領域の新たな専門家：「健康運動を活用する保健医療の推進者」を養成するとともに、関連する基盤的な研究を推進するところに本学科の最大の特徴がある。スポーツを健康増進に活用することを目的に掲げる多くの既存の他の学科にない特色は、①保健衛生学と医学の基礎および臨床医学の基本と救急医学を厚く履修することで、現代病の発症の仕組みとその診断、治療、予防に関する基盤の理解を深め、科学的・医学的根拠に基づいて、水泳、エアロビクス運動、ジョギングなどの生涯スポーツやレクリエーションに代表される健康運動を現代病の予防と健康増進に適切に活用する新たな専門性の育成を目指すこと、②その場合、現代病発症予防の主要な対象者が一部に若年者を含む中高年者、障害者、その他の理由で身体運動が不活発な者となることから、高い安全性を持って健康運動（生涯スポーツ等）を現代病の発症予防に活用するための、救急医学に関する十分な知識と技術を修得させること、③育成する専門性は、既設の幾つかの資格に備わる専門性を含めるとともに、それを超えた新たな専門性の育成を目指すこと、④結果として、新しい専門性を備えた「健康運動を活用する保健医療の推進者」という保健衛生学・予防医療領域の新規の専門家を育成することである。この特色ある教育課程を履修して、保健衛生学・予防医療領域の新たな専門性を修得して卒業する本学科の学生は、超高齢化・少子化社会の中でなお増加を続け、我が国の保健医療体制を破綻の危機に追い込んでいる現代病の発症予防と健康増進を実現する保健衛生学・予防医療領域の新たな専門家として期待され、これを推進することを目指す運動型健康増進施設、保健・福利厚生関係施設、精神科病院、一般企業保健・厚生関係施設、医療関係機関、医療関連企業、保健・福利厚生関係行政機関など、社会の様々な現場で幅広く活躍できると考えている。併せて「健康運動を活用する保健医療の推進者」が併せ備える救急・災害医学に関する高度の専門性を必要とす

る防災・防犯関係機関や医療機関での活躍も期待される。

3. 学科の名称及び学位の名称

(1) 学科の名称

スポーツ保健医療学科 (Department of Lifelong Sports & Health Sciences)

本学科は、人々の健康問題に生涯スポーツに代表される健康運動の適切で安全な実践指導を通して対応し、現代病発症の前段階にある生活不活発者を主な対象とした疾病・障害の予防を中心とする保健医療を推進できる専門性を養成する学科であるため、学科名を「スポーツ保健医療学科」とした。

(2) 学位の名称

学士 (スポーツ保健医療学) (Bachelor of Lifelong Sports & Health Sciences)

本学科は、生活不活発者を主たる対象者として、科学的・医学的根拠に基づく健康運動 (生涯スポーツ等) の効果的かつ安全な活用により現代病の発症を予防して健康増進を図る実務 (保健医療) に関わる保健衛生学の新たな専門性を養成する学科であるため、この専門性の基盤となる新たな学問領域をスポーツ保健医療学として保健衛生学の下に位置づけ、卒業生には「学士 (スポーツ保健医療学)」の学位を授与することとした。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

本学科では、設置の趣旨に沿って、幅広い教養教育および導入教育を含む学部共通の専門基礎教育を通して、生命科学と保健衛生学・医学に関する基礎教育を十分に行い、その上でスポーツ保健医療学の高度な学科専門教育を行う。これによって、豊かな人間性を体得し、保健衛生学と医学の基礎を理解した上で、生涯スポーツなどの健康運動を保健衛生学・予防医療の領域に適切に位置づけるための保健医療の基本と保健医療を支える臨床医学と医療の基本ならびに救急医学に関する教育を徹底し、その下で保健医療を推進するために活用する健康運動の理論と実践指導の教育を行う。これによって、科学的・医学的根拠に基づいて健康運動 (生涯スポーツ等) を効果的かつ安全に活用して生活不活発者の現代病の発症を予防し、心身の健康を保持・増進できる保健衛生学・予防医療領域の新たな専門家を養成する。

教育課程を編成するに当たっての基本的な考え方は、初年次から2年次にかけて豊かな人間性を涵養するための広範な教養教育および専門教育への導入科目を含む学部共通科目としての専門基礎科目を課し、専門職業人として発達するための知的な好奇心と基盤となる学力を養う。導入科目としては、生命科学入門、医科学入門、生涯発達看護論、生と死の文化人類学、リハビリテーション概論、生命工学入門、生命医科学セミナー A、および生命医科学セミナー B (スポーツ保健医療専門系) を充て、生命、人間、健康、医療、保健予防、看護、リハビリテーション、医療技術、バイオ

テクノロジー、等をめぐる今日的な課題を総論的かつ包括的に取り上げ、その本質的な問題の所在を納得させ、その後の専門科目の学習の動機付けや勉学意欲の向上に資す。自律的でしかも柔軟な応用能力のある、保健衛生学・予防医療領域の新たな専門性を備えた、スポーツ保健医療学の専門職業人を養成するに当たっては、学部に通に必要保健衛生学と医学の基礎の教育を徹底し、生命健康科学の本質を理解させることとし、そのために専門基礎科目として精選した科目を設け、そのすべてを学部共通専門基礎科目として開講する。

スポーツ保健医療学の専門基礎教育（学部共通科目）は、上記の導入科目に続き、学部に通に必要保健衛生学と医学の基礎を修得させるため、大きく3つの教育領域を設けてそれぞれに適した科目を配置した。第1は、人体の正常のしくみを理解させる「人体の構造と機能Ⅰ」の科目群であり、解剖・組織学、生理学、生化学、栄養治療学、生命物理化学、分子生物学概論、臨床心理学の各科目を開講する。第2は、健康障害の発生と回復の基本を説明する「疾病と障害の病態及び医療Ⅰ」の科目群であり、病理学、臨床病理学、薬理学、微生物学、免疫学、疾病病態学概論、疾病治療学概論、生体防御学、遺伝・実験動物学の各科目を配している。第3は、健康障害の発生と防止に関わる社会的要因を考える「保健医療と社会Ⅰ」の科目群であり、公衆衛生学、環境衛生学、学校保健学、生命倫理学、社会福祉学、看護マネジメント論、国際看護論の各科目を配置している。これらの科目は、すべて必修科目または選択科目であり、学部共通専門基礎科目として開講する。

学科専門科目は、大きく6つの教育領域に整理して配置する。また、本学の他学部・他学科開講科目を履修できる本学の制度を活用し、周辺領域の専門性を幅広く修得させる。履修科目は、それぞれ学生が目指す学習目的によって主体的に選択させ、学科全体としてはできるだけ多様なスポーツ保健医療学の専門教育を実施することとしている。

学科専門教育の第1の教育領域は、「保健医療を支える医学の基礎」の科目群であり、基礎医学実習、生体力学、運動器バイオメカニクス、臨床解剖学、臨床生理学、障害者脳生理学、臨床薬理学、臨床微生物学の各科目を開講する。第2は、「保健医療に関わる臨床医学の基本」の科目群であり、内科学、外科学、臨床神経学、精神医学、老年医学、整形外科学、小児科学、産婦人科学、脳外科学、放射線医学総論、臨床検査総論を置く。これらの臨床医学系の各科目には、各診療科ごとの救急医学関連事項を含める。第3は、「保健医療に関わる救急医学」の科目群で、救急医学、救急保健看護論、救急救命模擬実習、スポーツ医学、運動器障害救急医学、運動器障害予防・処置法実習、救急関連施設見学実習を置くとともに、卒業要件とはしない救急医学臨床実習を開講する。第4は、第1～第3の教育領域に支えられる学科の中核的な教育領域である「保健医療の基本」の科目群であり、予防医療総論、健康管理・増進学、保健心理学、健康栄養医学、生活不活発者の保健学、高齢者保健論、ライフサイ

クル保健論、保健医療教育論、地域保健医療支援技術演習を置く。

学科専門教育の第5と第6の教育領域では、第1～第4の教育領域で習得する保健医療とこれを支える医学の基礎と臨床医学の基本および救急医学に関する専門性をもとに、現代病の予防と健康増進を図るために必要な健康運動の理論と実技を習得するための「保健医療のための健康運動の理論」の科目群と「保健医療のための健康運動の実践指導」の科目群を設ける。前者の科目群として生涯スポーツ論、スポーツ科学概論、運動生理学、生体計測論・実技、スポーツ管理・経営学、健康運動トレーニング論、健康運動コーチング論、健康運動上級コーチング論を置く。また、後者の科目群として健康運動実習Ⅰ、健康運動実習Ⅱ、フィットネス実習Ⅰ、フィットネス実習Ⅱ、水泳指導論A、水泳指導論B、水泳指導実技、エアロビック指導論、エアロビック指導実技、障害者健康運動指導論・実技を置く。

また、学科専門基礎科目、学科専門科目の履修に加えて、周辺領域の知識・技術を修得して一層複合的で幅広い専門性を養成する目的で、他学部・他学科開講の周辺領域科目を、一人ひとりの学生の希望、将来設計、適性を考慮して可及的に多く履修させる。学生に履修を推奨する他学部・他学科開講科目の例として下記が挙げられる。(a) 運動の管理と表裏の関係にある食生活の管理に関する応用生物学部食品栄養学科開講科目：食品化学、栄養生化学、食品安全学。(b) 身体の保健とともに重要な心の保健に関する人文学部心理学科開講科目：心理学概論A、社会心理学A、臨床心理学A。(c) スポーツ関係施設の管理運営に必要な経営学に関する経営情報学部経営学科/経営情報学科開講科目：経営法学入門、経営管理論、情報化社会と法、企業法、経営実務法、情報管理論。(d) 心身の保健管理とスポーツ関係施設の運営に必要な情報工学に関する工学部情報工学科開講科目：情報理論、知能情報処理、生体情報工学。

このように、生涯スポーツ等の健康運動を効果的かつ安全に活用して現代病の予防と健康増進の実現を目指す、幅広い知識と技術を備えたスポーツ保健医療学の専門家を育成するための複合的かつ体系的な授業カリキュラムを編成した点に大きな特色がある。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

本学科は、保健衛生学と医学・医療の基礎と基本を十分に理解した上で生活不活発者を主な対象として生活習慣病等現代病の発症を予防し、健康の増進を図ることを目的として、効果的かつ安全に生涯スポーツに代表される健康運動の実践を指導できる専門家を育成するとともに、関連の基盤的な研究を推進することを目的とした教員組織を必要とする。したがって、この体制を実質化する教員組織は、学部共通科目を担当する学部全体としては、医学部、看護学部、薬学部、農学部、工学部そして理学部等での、また、学科としては、医学部、看護学部、保健衛生学部、体育学部等での教育研究歴を有し、かつ学部、学科を通じて医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業

療法士、臨床工学技士、救急救命士、健康運動実践指導者などの資格を有する生命科学、基礎医学、臨床医学、社会医学、看護学、保健学、薬学、医工学、スポーツ科学、スポーツ医学、運動生理学、レクリエーションを含む生涯スポーツ実践学を専門とする専任教員で構成されている。これら多様な経歴を有する教員の専門性、教育経験、研究歴ならびに実務経験等を十分考慮して、学部共通の科目を含む、専門基礎科目および専門科目を適材適所を旨として効果的に担当させる。

スポーツ保健医療学科の教員（学科専任）構成では、教員の専門分野と担当授業との関連を次のように考え、2つの教員組織を編成している。その1は、臨床および社会医学・保健学分野ならびにスポーツ医学および救急医学を専門とする、本学生命健康科学部の生命医科学科及び保健看護学科から移籍する5名を含む6名の教員による教員組織で、学部内の他の学科の関連領域の教員の協力も得て、導入科目としての医科学入門、生涯発達看護論、生命医科学セミナーA（専門基礎系）、専門基礎教育としての微生物学、疾病病態学概論、疾病治療学概論を、そして専門科目としての「保健医療を支える医学の基礎」科目群の中の基礎医学実習、臨床解剖学、「保健医療を支える臨床医学の基本」科目群の内科学、放射線医学総論、「保健医療に関わる救急医学」科目群のすべての科目、「保健医療の基本」のすべての科目および保健医療英語の全部または一部を担当することで、スポーツ関係保健学・医学の教育を分担することを特色としている。その2は、健康運動（生涯スポーツ等）の理論と実践指導を専門としている、本学教養教育部健康科学教室から移籍する2名を含む4名の教員による教員組織で、導入科目としての生命医科学セミナーB（スポーツ保健医療専門系）、専門科目としての「保健医療のための健康運動の理論」科目群のすべての科目および「保健医療のための健康運動の実践指導」科目群のエアロビク指導論、エアロビク指導実技を除くすべての科目、および保健医療英語の全部または一部を分担することを特色としている。

卒業演習や卒業研究では、学生の将来に対する志望、勉学に対する目標および学習熟度を考慮した課題を各教員が与え、個別指導により人格的かつ専門的な発達を図る。

また、各授業科目を担当する上記の専任教員の年齢構成は、39歳以下の若手教員2名、40～59歳の中堅教員4名、60歳台のシニア教授4名の3層に分けられる。これによって、(1)高い教育研究実績と豊富な臨床・実務経験に基づいて、学生の専門領域の知的統合力と総合的な判断力、(2)それぞれの専門領域の先端研究活動を通しての学生の知的意欲と創造力の育成、(3)実習・実験を通して学生の実践力の育成を、それぞれ分担し、学部と学科の教育研究を機能的かつ補完的に推進できる組織とする。こうした教員組織の編成は、次世代の教員グループを時系列的に育成する上からも有用と考えている。

本学科を含む学部内の各専門領域の教員群は、教育活動において閉鎖的な小講座の

中に固定的に位置づけるのではなく、授業科目ごとに科目担当の責任者を置き、また、科目群間の授業内容に関する必要な調整と連携共同を学科の枠を超えて開放的、機動的に行うことができる仕組みとする。研究面においても小講座制をとらず、各教員は、同じ専門領域内および学科内と学科外の異なる専門領域間で必要に応じて自由に共同し、領域専門的あるいは学術的な研究を推進できる開かれた教員組織として編成するところに特色がある。

なお、専任教員の年齢構成・学位保有状況を資料4として添付した。

6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

中高年者等生活不活発者の現代病の発症を予防する目的で科学的・医学的根拠に基づいて生涯スポーツに代表される健康運動を実践するプログラムを処方し、そうした処方に基づいて上記の目標に向けて健康運動（生涯スポーツ等）の実践を効果的かつ安全に指導できるスポーツ保健医療学の専門性を養成するために、専門領域の数多くの講義、演習、実習科目を、関連する資格を取得させることも視野に入れて、豊かな人間性を涵養するための教養教育科目とともに、幅広く履修させる。

(2) 履修指導方法

各セメスターが始まる1週間前をオリエンテーション週間とし、講義科目の履修方法、演習や実習の実施要領、とりわけ修得する新たな専門性を基盤で支える既設の資格（救急救命士、健康運動実践指導者、障害者スポーツ指導員、水泳指導員／教師、エアロビック指導員／教師、レクリエーションインストラクター、等）取得を希望する学生に対しては、資格取得に関わる授業科目や関連の臨地実習の受講方法の詳細について、また他学部・他学科が開講する講義等の履修方法についての個別的な相談も受けながら、原則として全教員が指導に当たる。授業の目的、内容や進め方、あるいは成績評価についての情報をもとに学生が自らの学習歴や学習意欲に合致した科目を正しく選択受講できるように授業案内を完備し、学生の主体的な授業への参加を促す。

本学科では、スポーツ保健医療学科の基盤的な専門性に加えて、救急救命に関する高度の知識・技術を卒業要件の外に置く指定科目の履修により修得したり、他学部・他学科が開講する科目を選択履修して周辺領域のいくつもの専門性を身につけたりすることができるものとしている。

(3) 卒業要件

卒業要件は、学部で4年以上在学し、学部共通専門基礎科目20単位以上、学科専門科目67単位以上、教養教育科目21単位以上と合わせて、合計128単位以

上を取得することとする。

なお、学生の履修科目の登録上限は、1学期（1セメスター）ごとに26単位である。

(4) 履修モデル

本学科において養成する人材像に対応した履修モデルを、資料5として添付した。

7. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学は愛知県春日井市東部の丘陵地に位置し、43万㎡の校地を有し、この校地に既に7学部・4研究科の施設と全学共有施設としての図書館、講堂、体育館、武道館、全天候型のフィールド、野球場その他の運動施設、並びに食堂、売店、郵便局、休憩場所、茶室、駐車場等、合計159,377.60㎡を整えている。

運動場は、既に全天候型のフィールド2面(23,565.1㎡)と約14,452㎡の野球場及び534,26㎡の弓道場を整えている。これらの施設は、教養教育科目の中の健康とスポーツ科目の授業や課外活動に十分活用できる広さであり、これまでの使用実績からして、新学科設置後も全学の収容定員増を伴うものでなく、また本学科のスポーツ関連科目の実施に当たっても、学生が十分活用できる余裕がある。したがって、運動場等については今回改めて整備する必要はない。

(2) 校舎等施設の整備計画

スポーツ保健医療学科は、学生定員(40人)全てを学内の既設学科から振替えて設置することとしており、校舎等の施設は、平成21年3月に竣工した55号館を含め、生命健康科学部が使用する50・51号館、55号館、体育・文化センター等の既設の施設において、講義室、演習室、教員研究室等を用意することとしている。なお、専用又は共用として同学科が使用する校舎等の施設は、別項として添付する「校地校舎等の図面」のとおりである。

本学科の授業は、生命健康科学部が使用する講義室、全学共用の運動施設(全天候型のフィールド2面、メインアリーナ、サブアリーナ、ダンススタジオ、プール、トレーニングルームほか。)等を中心に実施することとなるが、これを含んで本学は、講義室116室、演習室191室、実験実習室710室を有しており、これらの使用管理は全学的に一括管理を行っているので、学科の教育課程実施に支障を来すことはない。なお、参考として、学科の時間割表(資料6)を添付した。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の図書館は昭和56年に新設し、6階建て延べ8,291.30㎡を有し、収容可能冊数は70万冊であり、現有の蔵書数は55万冊余、閲覧席数は900席である。な

お、今回のスポーツ保健医療学科の設置に伴って図書館を整備する必要が生ずるものではないが、全学的見地から図書館施設の更なる充実を図るため、現在増築(3,978.78 m²)を行っている。また、図書館には文献検索用のパソコンを館内の各階に整備し、全ての閲覧者が自由に閲覧できるシステムを整え、書籍や文献の検索や借入を効率的に進めており、教育研究を適切に促進できる機能を備えている。

今回設置する学科関係の図書、学術雑誌等については、現在、生命健康科学部が整えている図書(和書 15,447 冊、洋書 3,045 冊)、学術雑誌(和雑誌 307 種、洋雑誌 265 種、電子ジャーナル 1,980 種)、視聴覚資料 1,199 点を活用するほか、学科完成に至る年次ごとに、関連の専門書、学生用参考図書、定期刊行物等を重点的に整備していく計画であり、その主なものは、資料 7 のとおりである。

なお、本学では、国立国会図書館や他大学の図書館と図書の相互貸借、文献の相互利用(複写)のサービス(インターネットによる申込み等)を行っており、その他、愛知県内の N 大学及び A 大学の図書館と図書館活動のコンソーシアムを結成し、相互利用等について共同活動を行っている。

そのほか、地元春日井市図書館とも相互利用サービスを行っている。

8. 入学者選抜の概要

本学科は、保健衛生学と医学の基本を十分理解した上で、科学技術の進展を基礎とする社会の発展と表裏の関係で国民全体、なかでも中高年者等生活不活発者の脅威となっている生活習慣病や生活不活発病を予防するために、心身の躍動を起動する保健運動・生涯スポーツを安全かつ効果的に活用する方策を明らかにするとともに、そうした方策を、主に中高年者等生活不活発者を対象として実践・指導できる新たな専門性を育成していく。こうした視点に立って、自ら新しい課題を解決し、その成果を社会に還元することができる自律性の高い専門職業人となることを目指す学生を積極的に受け入れる。

そのため、幅広い人間性を涵養するための教養教育を受け、さらに高度の生命健康科学やスポーツ保健医療学の専門教育を受けるために、国語、英語、数学、理科の十分な基礎学力を備えていることが求められる。

以上の視点に立って入学者の選抜を行うこととするが、入学者選抜方法については、生命健康科学部のこれまでの方式を踏襲し、AO試験、推薦試験、特別奨学生試験、一般試験(前期・後期)、社会人特別選抜試験、外国人留学生特別選抜試験、大学入試センター試験利用試験を実施する。

なお、本学科の入学試験の概要は、資料 8 のとおりである。

9. 資格取得及び実習計画等について

(1) 取得が可能な資格

本学科の学生が取得可能な資格は、次のとおりであるが、いずれも資格取得を卒業

要件とするものではない。

- ① 救急救命士
- ② 健康運動実践指導者
- ③ 障害者スポーツ指導員
- ④ 水泳指導員／教師
- ⑤ エアロビック指導員／教師
- ⑥ レクリエーションインストラクター

ア. 救急救命士

本学科では、保健衛生学・予防医療領域の新規の専門性を備えるために必須のものとして、救急救命士に準ずる救急救命の知識・技術を教育する授業科目を必修科目又は選択科目として開設し、学生に履修させるが、さらに希望者には、卒業要件単位外の自由科目として配置する臨床実習科目等を履修させることにより、国家資格である救急救命士の受験資格を取得できるよう措置することとしている。そのための手続きは、救急救命士法第34条第3号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する科目認定の協議を行って、その承認を得ようとするものである。

イ. 健康運動実践指導者

(財)健康・体力づくり事業財団が認定する「民間資格」である。学科の教育課程の中から、同財団が指定する授業科目の単位を取得した者について、課程認定校の指定を受けて資格取得を可能とする。

なお、当該資格取得のために、学科の教育課程以外の追加科目を履修する必要はない。

ウ. 障害者スポーツ指導員

(財)日本障害者スポーツ協会が認定する「民間資格」である。学科の教育課程の中から、同協会が認定する授業科目の単位を取得した者について、課程認定校の指定を受けて資格取得を可能とする。

なお、当該資格取得のために、学科の教育課程以外の追加科目を履修する必要はない。

エ. 水泳指導員／教師、エアロビック指導員／教師

(財)日本体育協会が認定する「民間資格」である。学科の教育課程の中から、同協会が指定する授業科目の単位を取得した者について、課程認定校の指定を受けて資格取得を可能とする。

なお、当該資格取得のために、学科の教育課程以外の追加科目を履修する必要はない。

オ. レクリエーションインストラクター

(財)日本レクリエーション協会が認定する「民間資格」である。学科の教育課程の中から、同協会が認定するレクリエーション関係の授業科目の単位を取得した者について、課程認定校の指定を受けて資格取得を可能とする。

なお、当該資格取得のために、学科の教育課程以外の追加科目を履修する必要はない。

(2) 実習の具体的計画

上記の資格取得に必要な実習は、学科の正規の教育課程の中で、大学が保有する運動場と関連施設を活用し、学科の教員による指導で実施できる。

したがって、学外に実習施設を確保する必要はない(希望する学生のために卒業要件単位外の科目として別に設定する予定の臨床実習を除く。)

10. 管理運営

教学面における管理運営の体制については、生命健康科学部では学部長の下に副学部長を置き、各学科に学科主任及び学科主任補佐を配置して管理運営の責任体制を明確にしており、スポーツ保健医療学科についても同じ体制を取ることにしている。

また、学科に係る教育課程の編成・実施、学生の身分に関する事項や厚生補導に関わる事項等の教学上の諸事項については、学科に所属する教育職員で構成する学科会議で審議した上で、これを学部教授会に諮って審議・決定する体制を取っている。

教授会は、学部の教授をもって組織し、審議事項に応じて准教授その他の教育職員を加えることができることにしている。また、教授会は月1回開催することを定例とするが、入学者の選抜など、それ以外にも必要に応じて開催している。

なお、教授会の審議事項などは、別項で添付する生命健康科学部教授会規程及び同教授会運営内規に定めるとおりである。

11. 自己点検・評価

本学では、平成3年11月に学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」を設置し、平成5年度以降毎年「教育研究に関する実態資料」を取りまとめて学内に公表するとともに、平成7年度以降毎年 Semester ごとに「学生による授業評価」を実施するなど、本学の教育研究活動の推進と自己点検・評価に必要な資料を作成・蓄積してきた。この「教育研究に関する実態資料」は、それ自体が自己点検・評価の一部として活用されてきた。また、「学生による授業評価」については、平成10年度以降、その結果や学生による座談会記事などを学内広報誌に掲載する等により教育改善に役立ててきたところであり、平成13年10月には自己点検・評価委員会が「学生による授業評価」の冊子(663ページ)として刊行し、学内・外に公開した。

自己点検・評価については、平成 11 年 11 月、自己点検・評価委員会の下に複数の「点検・評価委員会」を設置して、大学院・学部の諸活動をはじめとする全学的な自己点検・評価を実施した。この点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会が全体の取りまとめを行った上で、平成 12 年 9 月に「中部大学自己点検・評価報告書（平成 11 年度）」として刊行し、学内の各部署及び全教員に配付するとともに、全国の国・公・私立大学をはじめ広く学外に公表した。

また、平成 15 年 2 月には、第 2 回の自己点検・評価を行うことを決定し、実施組織として自己点検・評価委員会の下に専門委員会を置き、大学として当面する教育活動と研究活動を点検し、教育改革の実を挙げる適切な方針を得ることとした。ここでの点検・評価事項は、教員の職務と勤務実態、管理運営活動としての委員会活動への参加実態、研究活動の活性化のための研究予算の実態を調査し、分析し、それを基に評価を系統的に行うこととした。約 1 年間の活動によって点検・評価活動を完了し、委員会として一定の改革案を提案した。この提案は大学改革の中心課題として大学協議会で審議し、教育職員の職務・勤務・人事の在り方、学内委員会の組織再編成、研究予算の仕組みの見直し等について結論を得て、改革を実施している。

さらに、平成 18 年度から、認証評価機関（日本高等教育評価機構）の評価を受けるための資料とするべく、自己点検・評価を実施し、「中部大学自己評価報告書（平成 19 年 7 月）」及び「自己評価報告書データ編（平成 19 年 7 月）」を刊行した。

なお、本学では、平成 19 年度に、上記評価機関による「認証評価」を受けたところである。

1.2. 情報の提供

本学では、教育研究活動の状況をはじめとして、大学に関する情報について「中部大学ホームページ」の中で、大学院研究科、学部・学科、研究所、研究センター等それぞれの内容、開設授業科目（シラバス）、教員組織と各教員の専門分野・研究テーマ・担当授業科目・研究業績・社会活動等、学生募集要項、オープンキャンパス・進学説明会等の事業、財務状況、学部・学科等の設置に係る認可申請書・設置届出書の内容、設置計画履行状況報告書、各種資料請求の手続き等を登載して、入学希望者、在学生、卒業生、在学生の父母等、企業・一般及び地域向けに提供している。

また、全教員の専門分野、研究テーマ、担当授業科目、著書・学術論文・研究報告、学会・社会活動等を毎年「研究者一覧」として刊行して広く学内・外に公表してきたが、加えて産学官連携の必要性から、企業・経済団体等社会の求めに応じて平成 16 年度から、冊子「中部大学研究者紹介」を刊行して、地域の企業・団体等に配付している。

その他、学部・研究科、研究所等ごとに研究紀要・研究論集を刊行して公表するなど、部局ごとの情報提供も積極的に行っている。

1.3. 教員の資質の維持向上の方策

(1) 新任教員に対するFD活動：毎年4月の採用辞令交付後、4～5時間のスケジュールで、新任教員を対象として実施している。その主な内容は、①学長から、本学の歴史と建学の精神を踏まえた教育研究理念、使命並びに目的の解説とその実践のための心構え、当該年度の主要な活動計画の説明並びに本学学生の特質、状況等の具体的な分析に基づく教育指導の確立等についての要請、②副学長から、教務、学習指導に関する諸規定等の解説、③FD委員会委員による教育総合評価・表彰制度の説明、④事務局長等による教員の服務規程を中心とした職務専念義務の徹底等である。この研修の成果は、本学に対する帰属意識の高揚と基本的な職務の規律ある実践を促すことに表れている。

(2) 教員に対するFD活動：本学は、平成5年度から学長直属の組織として「総合企画室」(現「大学教育研究センター」)を設置し、教員の教育資質向上のための講演会、研究会、研修会などを開催してきたが、さらに平成14年度に学長を委員長とするFD推進委員会(現在は「FD委員会」)を設置して、教員のFDのための方針の作成とその実践を着実に進めてきた。具体的なFD活動の推進母体には、大学教育研究センターを当て、大学教育の改善・改革の方向とも整合性を保ちつつ進めてきている。

本学の主なFD活動は、①教育内容と方法の改善・向上のための研究・研修活動と、②教育実践に関する教員相互間での経験交流による自己研鑽活動にまとめられる。①については、高等教育の専門家を本学の特任教授として任用し、専門的な立場からの指導・助言を講演会或いは個別指導によって進めている。また、毎年1～2回はFD活動で顕著な実践を有する学外の専門家を招聘して、講演会を開催している。例えば、高等学校長による高校と高校生の現状報告なども主なテーマに採り上げるなどである。②については、本学の教員の教育内容・方法の改善実績を報告し合い、その経験・教訓を共有することになっている。特に(4)で述べる教育総合評価・表彰制度による被表彰者には、この報告を義務付けている。さらに、教員間でのFD活動は学科レベルでも行っている。1日又は1泊2日の日程で、学科の教育研究や管理運営を含めた教員の職務の効果的な実践について多面的な切り口から検討し、意思の疎通を図っている。

(3) 学生の授業評価によるFD活動：本学は、平成7年度から全学生による授業評価活動を年2回実施してきた。この授業評価活動は、現在はFD委員会が企画し、その主要な実施組織を大学教育研究センターが担当している。授業評価は、項目ごとに5段階のポイント制で行うが、その結果は、教員個人単位、学科単位、学部単位で集計し、個人単位の結果は担当教員にのみ提示するとともに、授業科目ごとの評価結果は大学教育研究センターのHP上に掲載し、学内のIDカードを有する全教職員及び学生が閲覧できるようにしている。また、この学生による授業評価の結果は、教員の教育総

合評価・表彰制度のための1項目として活用している。一方、評価が芳しくない教員に対しては、学部長又は学科主任から改善を具体的に要望するとともに、FD講演会等の大学企画への積極的な参加を求めている。

- (4) 教育活動改善に係る教員表彰制度の導入によるFD：本学は、平成14年度から「ポイント制による教育総合評価・表彰制度」を全学的に実施している。このシステムは、各教員の教育活動について、学生による授業評価の結果、教育教材の開発、FD活動等の教育活動、カリキュラム改善等の教育計画・設計活動などの委員会活動さらには自己評価も加えてポイント化し、総合的に評価するものである。この結果は、1つには各教員の教育活動を自律的に工夫・改善することを啓蒙し奨励するための教員表彰に活用している。教員表彰は、毎年約30人（教員の10%弱）を学長が表彰し、表彰者には、その教育実践の内容を学内の講演会等で公表することを義務付けている。

本学は、年次計画に基づき教育分野を整備・拡大し、平成20年度には人文科学、社会科学、理工・生命科学の教育領域を擁する7学部23学科体制となった。そこで、学部・学科がそれぞれの教育分野の特質・特徴を最大限発揮できるよう、学部・学科ごとの評価項目をさらに検討し、学部の特化した項目を設けてポイント化することを実施することとした。このことにより、より个性的で多様化し、向上した教育活動が期待される。

1.4. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本学では、平成20年度に大学教育改革推進委員会（委員長：学長）を設置し、組織的で一貫した学士課程教育の構築を目指して検討してきている。検討の主な内容は、全学共通教育科目の見直しであり、その中で、「キャリア教育科目」を置いて、学生が人と関わる力や積極的に行動する力を身につけさせるため、グループワークを取り入れ、仲間との関わりの中でライフ・プランやキャリア・デザインを自立的に考えさせ、身につけさせる内容の教育を行うこととしている。生命健康科学部では、平成22年度に設置した3学科を加えた5学科に、さらに平成23年度には当スポーツ保健医療学科を新設する、いわば新しい学部であるため、上記の「キャリア教育」の役割を、学部共通専門基礎科目のうちの「生命医科学セミナーA」及び「生命医科学セミナーB」に置き、加えて下記の学科専門科目の中においてもこの目的の教育を行うことにより、学生が社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための指導を行うこととしている。

また、本学では、職業指導（キャリアガイダンス）や職業・就職に関する情報の提供、相談体制などの機能を強化するため、平成14年度に中部大学キャリアセンターを設置し、各学部、教務部、学生部と緊密な連携を図る体制を整えている。

大学及び本学部の教育上の目的に応じたこれらの具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 教育課程内の取組について

「生命医科学セミナーA」(1単位、必修科目、1年次前期)

初年次の学生を対象として、前記した内容の教育を表記の方法で行うが、セミナーAでは、特に学科で習得する保健医療の専門性と関連させて、学生が社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための指導を行う。

「生命医科学セミナーB」(1単位、選択科目、1年次前期)

初年次の学生を対象として、前記した内容の教育を表記の方法で行うが、セミナーBでは、特に学科で習得する健康運動の実践・指導の専門性と関連させて、学生が社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための指導を行う。

「スポーツ管理・経営学」(2単位、必修科目、3年次後期)

本学科を卒業後に期待される社会的な活動の一つは、健康運動を社会に普及させて疾病発症予防と健康増進を図るための運動型健康増進施設の管理と経営である。本科目では、そのために必要な知識と技術を学ばせる。

「総合スポーツ保健医療学演習」(1単位、必修科目、3年次後期)

学科で習得する「疾病の発症予防と健康増進に健康運動を効果的かつ安全に活用する」という複合的な専門性を活かし、卒業後どのような職業に従事しどのような方法で社会に貢献するか、少人数の学生と教員とが直接的に対話する総合演習の中で、学生の社会的・職業的な自立意識の向上を図る。

「地域保健医療支援技術演習」(1単位、選択科目、4年次前期)

本学科を卒業後に、習得したスポーツ保健医療に関する専門性を地域社会に適切に還元できることが重要である。本科目では、そのために必要な方法論を地域社会の場での演習を通して身につけさせる。

(2) 教育課程外の取組について

①中部大学キャリアセンター：本センターは、「単に就職に関する指導をするだけでなく「生き方」と「働くこと」についてじっくり考えてもらうための場でありたい」ことをモットーとして、進路相談、進路ガイダンス、学内企業説明会、資格取得対策講座、公務員試験対策講座、インターンシップ等を主な業務として、さまざまな就職支援を行ってきている。

②本学におけるキャリア形成の支援内容

上記のキャリアセンターが中心となって、本学が進める学生のキャリア形成に関する主な支援内容は、下記のとおりである。

(ア)各種資格取得講座の開設、(イ)キャリアカウンセラーの設置、(ウ)インターンシップ制度の設置、(エ)学生総合相談コーナーの設置、(オ)指導教授制度とPSH(教員と学生の懇談時間制度)の設定、(カ)ボランティア・NPOセンターの設置

③平成21年度大学教育・学生支援推進事業（テーマB）への提案と採択

本学のキャリアセンターが中心となって構想し提案した「就職活動プロセス（6つのステップ）による就職支援プログラム（中部大学）」が、平成21年度大学教育・学生支援推進事業（テーマB）に採択されている。

(3) 適切な体制の整備について

教育課程内の取組のための体制に関しては、前述のように、平成20年度から21年度にかけて、学長の下に大学教育改革推進委員会とともに教育改革推進室と初年次教育推進室を設置し、全学共通教育の中の「キャリア教育」のあり方を全学的に検討する体制が整えられてきた。この体制の下で、上記の内容の「キャリア教育科目」が平成22年度に開講されることとなったが、設置計画中のスポーツ保健医療学科では、同じ趣旨の教育内容を上記(1)に記した科目の中に入れて指導することとなったところである。

教育課程外の取組のための体制に関しても、学長と副学長の下に、(2)の①で説明した就職支援を、各学部・研究科と連携共同して強化・推進することを業務とする中部大学キャリアセンターの下にインターンシップオフィスを置き、教育課程の外で学生の社会的・職業的自立と就職活動を支援する全学的な体制を整えてきた。この全学的な支援体制の下で構想された独自の就職支援プログラムが、(2)の③に記したように、平成21年度大学教育・学生支援推進事業（テーマB）に採択されたものである。

また、学長と副学長の下に教務部と学生部を置き、その担当のもとに指導教授制度とPSH、さらには学生相談室とボランティア・NPOセンターを配置して、教育課程外での学生の自発的な活動を通して、社会的・職業的自立を指導し支援できる全学的な体制作りも積極的に進めてきている。